

シニアITアドバイザーの兼業先企業に係る入札制限等に関する要綱

(通則)

第1条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）のシニアITアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の兼業先企業に係る入札制限等については、会計規程施行細則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱は、管理運用法人が調達を行うに際し、アドバイザーにより管理運用法人の利益を害し、又は害するおそれのある行為が行われることを防止するため、入札制限等について必要な事項を定めるものとする。

3 アドバイザーは、管理運用法人が行う調達に関連して、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 関係調達 アドバイザーが入札に付する事項若しくは随意契約によろうとする事項の仕様書を作成する事務に従事する調達又はアドバイザーが当該事項の審査若しくは評価をする事務に従事する調達をいう。

(2) 入札制限対象企業 関係調達において、アドバイザーの兼業先企業（当該アドバイザーが個人事業主である場合であって、実質的に兼業していると同様の状況にある場合における当該個人事業主と関係の深い企業も含む。）又は兼業先企業の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。）若しくは子会社（同規則第8条第3項に規定する子会社をいう。）をいう。

(3) 報告対象企業 関係調達において、アドバイザーが株式会社の発行済株式の総数の100分の5を超える株式を有する企業又はアドバイザーが特許権若しくは著作権を保有する場合であって、契約の履行に当たり、当該契約に係るシステムの構築・運用等において当該特許権又は著作権を使用する企業をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、管理運用法人の締結する契約であって、当該契約に係る予定価格が原則10万SDR以上の額であるものに関する事務について適用する。

(職員の登録等)

第4条 管理運用法人の職員のうち、調達担当部署の部室長は、調達に係る案件の検討を開始するに当たって、当該調達が関係調達に該当する場合には、速やかにその旨を経理責任

者に登録するものとする。

(入札制限)

第5条 経理責任者は、関係調達において、入札に参加した者又は随意契約の相手方になろうとする者が第2条第2号に規定する入札制限対象企業に該当する場合は、入札を無効とし、又は随意契約を締結しないものとする。

2 経理責任者は、関係調達において、入札に参加した者又は随意契約の相手方になろうとする者が入札制限対象企業でない場合であって、入札金額のうち100分の20を超える割合の金額を当該者が同一の者に再委託し、かつ、当該再委託を受けようとする者が入札制限対象企業に該当する場合は、入札を無効とし、又は随意契約を締結しないものとする。

(入札制限対象企業の通知)

第6条 経理責任者は、関係調達の公告又は公示後、アドバイザーの兼業先企業に対して、様式1に基づき、当該企業を入札制限対象企業として指定する旨速やかに通知するものとする。

2 経理責任者は、アドバイザーの兼業先企業の親会社若しくは子会社が、関係調達において、入札に参加した場合又は随意契約の相手方となろうとする場合は、当該企業に対して、様式1に基づき、当該企業を入札制限対象企業として指定する旨速やかに通知するものとする。

3 経理責任者は、関係調達において、入札に参加した者又は随意契約の相手方になろうとする者が入札制限対象企業でない場合であって、入札金額のうち100分の20を超える割合の金額を当該者が同一の者に再委託し、かつ、当該再委託を受けようとする者が入札制限対象企業に該当する場合は、当該再委託を受けようとする入札制限対象企業に対して、様式1に基づき、当該企業を入札制限対象企業として指定する旨速やかに通知するものとする。

(適用除外)

第7条 前条第1項又は第2項に規定する通知を受けた者は、原則として開札日の前日（当該日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は1月2日、1月3日、12月29日、12月30日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の前日を当該日とみなす。次項において同じ。）までに、様式2に基づき、関係調達において、入札に参加する又は随意契約の相手方となることを希望する旨を申し出ることができる。

2 前条第3項の通知を受けた者は、原則として開札日の前日までに、様式2に基づき、関係調達において、入札に参加する又は随意契約の相手方となることを希望する旨を申し出ることができる。

3 経理責任者は、第1項又は第2項の申出が第1条第1項の趣旨に照らして適当であると認めた場合、第5条各項の規定を適用しないこととする。

(事後措置)

第8条 経理責任者は、契約の締結後、当該契約の履行に当たり、当該契約の相手方が第5条各項に該当することが明らかになった場合、当該相手方から、様式2に基づく申請書を速やかに提出させるものとする。

2 経理責任者は、契約の締結後、当該契約の履行に当たり、当該契約の相手方が前項の規定にかかわらず故意に入札制限対象企業である事実を秘匿していた場合であって、アドバイザー又は当該契約の相手方が入札等に関する秘密を教示すること等により入札等の公正を害すべき行為を行ったと認めた場合、当該契約を解除するものとする。

3 アドバイザーは、契約の履行に当たり、当該契約の相手方が報告対象企業に該当することが明らかになった場合（当該契約の相手方が報告対象企業でない場合であって、落札金額のうち100分の20を超える割合の金額を当該相手方が同一の者に再委託し、かつ、当該再委託先が報告対象企業である場合を含む。）は、速やかに経理責任者に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。